

平成28年度 部活動の心得<保護者用>

1 意義 (一中における部活動のあり方)

中学校生活は、心身共に大きく成長する大事な時期である。この時期の生徒に学年やクラスの枠を越えた多様な活動の場を提供することは、それぞれの個性の伸長につながるだけでなく、「生きる力」の育成にもつながるものと信ずる。

2 性格

- (1) 学年、学級の枠を離れ、同好の生徒で組織する。
- (2) 部活動への加入は全員参加を原則とする。
- (3) 部の設置は、生徒の希望、施設、指導者等を考慮して学校で設置する。但し、新設する場合は、教師の希望、活動を維持できる生徒数、継続的な活動の保証、等の条件が満たされた場合に限るものとする。
- (4) 参加者は、目標、性格を心得て、諸規則を厳守する。

3 規則 *下記の心得に違反した場合は、活動を停止させる場合があります。

- (1) 指導教師の指導、指示に従うこと。
- (2) 部員は助け合い、協力する。上級生は下級生を指導する際、威圧的、暴力的行為は行わない。
- (3) 入部の際に必要な手続きを行うものとする。保護者の部活動参加願をもって参加申込をし、担任及び部活動顧問が保管する。
- (4) 転部は正当な理由のある場合に、本人、保護者、顧問、担任の協議により認める。
- (5) 服装に留意する。ユニフォーム等、中学生らしく、保護者負担を考え、指導教師の許可を受ける。
- (6) 自分の持ち物は原則として、活動場所に移動し、教室へは帰らない。
- (7) 休日の練習に飲料水を持参する場合は水筒、ペットボトル（ペットボトルクーラーを必ず使用）のみ可とする。紙パック類、むき出しペットボトル（タオルにくるむ物も）は、認めない。
- (8) 土曜日、日曜日、祝祭日の部活動は部活動顧問の指導・監督のもとに行うことを許可する。
- (9) 中間・期末試験6日前（試験が土日をはさむ場合は5日前）から活動を中止する。専門委員会の行われる日は委員会、学級優先日とし、原則として部活動を中止する。但し、大会等ある場合は許可する場合もある。
- (10) 週に1日程度（もしくは月3・4回）は休養日を設けるよう配慮する。
- (11) 下校時間を厳守すること。下校時間後は原則として校舎内への立ち入りを禁止する。
- (12) 活動時間

活動期間	活動終了時刻	完全下校時刻
3月～9月	18:00	18:15
2学期中間テスト期間前まで&2月	17:30	17:45
2学期中間テスト後～1月	17:00	17:15

※完全下校とは校門の外へ出る時刻をいう

※2学期中間テスト以降は新人戦県大会（または準ずる大会）に出場するチームは17:30までの活動を協議の上許可する。

- (13) 朝練習は次の決まりを守ることで活動を許可をする。
- ①活動は7時30分～8時15分までとし、すべての活動（片づけ、着替えを含む）を完了すること。
 - ②7時20分以降に登校し、これ以前の登校は認めない。また生徒会や学習会などの活動を優先する。
 - ③顧問等のつかない練習は認めない。事情により顧問等がつけない場合は直ちに中止すること。
 - ④1年生の参加は、1学期中間試験以降とする。
 - ⑤朝練習・休日練習の遅刻・欠席連絡等は学校へ行わない。各部活動で連絡方法を確認すること。
- (14) 長期休業中の練習は休業前に練習実施計画にて連絡する。
夏季休業中の活動日数は概ね25日間程度とし、8月15日前後にできるだけ連続した休みを入れること。
- (15) 用具、備品の使用に責任を持つ。常に安全を確認し、整理整頓を心がけること。
- (16) 事故防止に努め、事後処置を適切に行うこと。事故発生時には速やかに顧問に連絡すること。

4 設置部活動名

【運動部】

野球、サッカー、ソフトボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレー、卓球、剣道、陸上競技、水泳、バドミントン、フライングディスク（8・9組）

【文化部】

演劇、美術、吹奏楽、華道、囲碁・将棋、家庭科、科学、園芸

5 部活動に加入しない場合

部活動への加入は全員参加を原則とする。ただし校外のサークル、クラブチーム等に属している、またはやむをえない事情がある生徒については、保護者からの申し出があった場合に限り、部活動に参加しなくてもよい。その際保護者は「**部活動不参加願**」を提出するものとする。

6 転部する場合

3年間部活動を継続することが望ましいが、特別な事情がある場合は、本人、保護者、所属部活動顧問、転部先部活動顧問、担任の協議により認める。その場合、所定の「**転部届**」を提出すること。

7 退部する場合

現在所属している部活動を退部し、新たに校外活動を優先する場合は、所属部活動顧問との協議のうえ、所定の「**退部届**」および「**部活動不参加願**」を提出するものとする。